



## 国民年金からのお知らせ

### ●新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細な内容につきましては次の連絡先までお問い合わせ願います。

**問合せ 小樽年金事務所国民年金課 ☎0134-23-4236**  
**福祉課 福祉グループ ☎21-2120**

### ●11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です

日本年金機構では厚生労働省と協力して、公的年金を身近に感じていただくため、毎年11月を「ねんきん月間」、そして、11月30日(いいみらい)を「年金の日」と制定し、公的年金制度の周知・啓発活動を行っています。

この機会に、「ねんきん定期便」やインターネットサービスの「ねんきんネット」を利用して、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期に備えた生活設計を考えるきっかけとしてみたいはいかがでしょうか。

「ねんきんネット」は、日本年金機構ホームページ ([https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)) でご確認ください。

### ●国民年金保険料は、納めた全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、「社会保険料控除」としてその年の所得から控除されます。

令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に保険料を納めた方については、11月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(10月1日から12月31日までの納付見込額を含む)が日本年金機構から送付されます。年末調整または確定申告を行う際に、この証明書が必要になりますので、大切に保管してください。

なお、令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納めた方は、翌年2月上旬に証明書が送付されます。

～控除の対象となる保険料～

- ・令和4年1月1日～令和4年12月31日までに納めた国民年金保険料(過年度分、追納等の保険料を含む)
- ・本人及び扶養している家族分(配偶者、子ども等)

**問合せ 年金加入者ダイヤル ☎0570-003-004**



## 臨時特別給付金の申請を受付中です

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を給付します。

**※すでに「令和3年度住民税非課税世帯の給付金または家計急変世帯に対する給付金を受給している世帯」は、支給対象外となります。**

### ●対象となる世帯

令和3年度住民税が課税の世帯で令和4年度住民税(均等割)が非課税となった世帯

基準日(令和4年6月1日)において余市町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯(基準日において生活保護を受給している世帯を含む)

- ・対象となる世帯には、「確認書」を送付しています。

※確認書が届かない場合は対象となりません(課税者に扶養されているなど)

●給付額 1世帯あたり10万円(口座振込により支給)

### ●申請方法

対象の世帯に向けて既に送付しております「確認書」の内容をご確認いただき、必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で提出してください。

※「確認書」を紛失された世帯の方は福祉課までご連絡ください。

**【詳細は町ホームページをご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、福祉課に問合せ願います】**

～本給付金を装った不審な電話や郵便にはご注意ください!!～

令和4年6月以降、道内において、道庁をかたる不審電話が急増しています。

道庁など公的機関では口座番号などの個人情報を聞き出すような取組をしていませんので、公的機関の職員を名乗る場合でも、電話で教えないようにしましょう。

突然の電話でお金の話をされたり、少しでも不安に思う場合は一度電話を切り、警察相談ダイヤル[#9110]や消費者ホットライン[188]に相談してください。

**問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120**